



# Insurance IFRS Newsletter

「IASBは新たな保険契約に関する基準書を微修正し、原則主義に基づき保険金融費用を当期純利益に配分する案を策定している」

— KPMG International Standards Group, KPMGグローバルIFRS 保険リーダー  
Joachim Kölschbach

## 内容

集約のレベル	2
保険金融収益または費用	4
その他の論点	7
別表：IASBの再審議の要約	9
マイルストーンと今後のスケジュール	19

## 残りの論点への取組み

2016年6月の会議において、IASBは、新たな保険契約に関する基準書の投票プロセスにおいて生じた種々の論点について審議した。

### 集約のレベル—契約上のサービス・マージンの事後測定

IASBは、契約上のサービス・マージン（CSM）の解放の目的を明確にした。すなわち、報告日現在のCSMは、契約のグループについて提供される将来のサービスに対する利益を表していることとした。その契約のグループは契約が不利である時点を判定する際に使用するグループと同じであり、CSMの解放は報告期間の末日現在グループ内に残存する契約の予想されるデュレーション及び規模を反映して行われることになる。

また、IASBスタッフは、新規契約が（既存のグループに追加される日において）既存のグループと類似の特性を有している場合には、企業はその新規契約を当該既存のグループに追加できることを明確にした。

### 保険金融収益または費用

IASBは、保険金融収益または費用を当期純利益とその他の包括利益（OCI）に分解している場合において、保険金融収益または費用を原価測定ベースで当期純利益に表示することの目的を削除することで合意した。またIASBは、このような状況において、契約の存続期間にわたる予想保険金融収益または費用合計の「規則的な配分」額を当期純利益に表示しなければならないことを明記することで合意した。さらに、IASBは、その規則的な配分の算定方法を定めたガイダンスを提供し、リスク調整の変動を金融要素と保険引受要素に分解する必要がないことを明記することで合意した。

### その他の論点

IASBは、どのような履行キャッシュフローの変動が将来のサービスに関連しており、CSMの調整を伴うのか、どのような変動が現在及び過去のサービスに関連しており、CSMの調整を伴わないのかを定めたガイダンスを提供することで合意した。また、IASBは、変動手数料アプローチは出再保険契約にも受再保険契約にも適用してはならないとすることで合意した。

### 次のステップ

IASBは、引き続き新たな保険契約に関する基準書の投票プロセスを進め、2016年第3四半期に適用日について審議することを見込んでいる。最終基準書は、2016年の末頃に公表されることが見込まれる。

# 集約のレベル

IASBは、CSMの測定の目的及び契約の分類に関する条件を明確にした。

## CSMの事後測定

### 論点

2014年6月、IASBは、新たな保険契約に関する基準書の目的は、個別保険契約の測定に関する原則を提供することにあると明示した<sup>1</sup>。2016年6月、IASBは、その原則によって異なる結果が生じ得ることを示す例について検討した。

この例は、各報告期間におけるCSMの変動の結果である各報告期間の末日現在のCSMの合計が、CSMの計算単位が個別契約レベルかグループ・レベルかによって異なる可能性があることを示している<sup>2</sup>。

### IASBスタッフの提案

IASBスタッフは、このような差異は意図せざるものであるという意見を表明した。IASBスタッフは、予想されるデュレーションに基づきCSMを解放することの目的は、契約のグループを計算単位とすることによって達成されるという結論を示した。したがって、IASBスタッフは、CSMの測定はグループ・レベルで行わなければならないことをIASBが明確にすることを提案した。この提案は、2016年1月に行われた不利な契約を分類するレベルについての決定と整合的である<sup>3</sup>。

またIASBスタッフは、ドラフトの作成において、2016年1月の会議で使われた収益性という記述に関する問題に対処することを提案した。その提案によると、「収益性」とは予想収益合計（実務上は簡便的な方法として、類似する予想保険料を代替的に利用することも可）に対するCSMの割合をいう。

さらに、IASBスタッフは、IASBへの提案を行わずに、企業は当初認識時に契約を既存のグループに追加できることを明示することによって、多くの市場関係者からの質問に対応した。企業は、新規契約が（既存のグループに追加される日において）既存のグループと類似の特性を有している場合には、その新規契約を当該既存のグループに追加することができる。

### IASBの議論

大半のIASBメンバーは、CSMを配分する目的上、個別契約レベルで保険契約を測定するという目的を削除することを支持した。しかし、一部のメンバーは、契約の分類の要件を規定することに難色を示し、その要件はより原則主義的なものとすべきである（すなわち、その要件には類似の主要な仮定及び予想される収益性を求める規定を含めるべきではない）と考えた。

一部のメンバーは、「類似の収益性」という用語の意味について懸念を示し（すなわち、この用語は実務上解釈が難しい可能性がある）、その意味をより明確にする必要があると提案した。しかし、1名のIASBメンバーは、この用語は意図的に使用されているものであり、その評価及び評価の頻度については経営者の判断が必要であることを示唆した。

### IASBの決定

IASBは、次の決定を行った。

1 詳細な情報については、KPMGの刊行物「IFRS Newsletter: Insurance – Issue 41」を参照。

2 検討された例示については、「IASBスタッフ・ペーパー2A」（2016年6月）を参照。

3 詳細な情報については、KPMGの刊行物「IFRS Newsletter: Insurance – Issue 51」を参照。

明確にすべき論点	IASBの決定
<b>CSMの調整及び解放の目的</b>	報告日現在のCSMは、契約のグループについて提供される将来のサービスに対する利益を表していることを明確にする。
<b>CSMの測定の際に使用する契約のグループ</b>	<p>CSMの測定の際に使用する契約のグループは、契約が不利である時点を判定する際に使用するグループと同じものとするを明確にする。</p> <p>したがって、企業は、以下の特性を有する保険契約毎に分類することによって、当初認識時にCSMを測定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 金額及び時期に関する主要な仮定の変化に対して同様に反応すると企業が見込む予想キャッシュフローを有している。</li> <li>- 類似の予想される収益性（すなわち、予想収益合計に対するCSMの割合）を有している。</li> </ul> <p>実務上の便法として、予想保険料に対する収益率の評価（すなわち、予想保険料に対するCSMの割合）を利用することもできる。</p>
<b>契約のグループのCSMを当期純利益に配分する方法</b>	契約のグループのCSMを当期純利益に配分するには、報告期間の末日現在そのグループ内に残存する契約の予想デュレーション及び規模を反映するよう企業に要求する。

## KPMGの所見

CSMは、契約の予想デュレーション及び規模に基づき解放することになる。失効することが予想される契約について残存するCSMは、存続することが予想される契約に吸収されることになる。したがって、このCSMを解放する方法は、期限付きの年金の処理と概念的に同じであるが、グループ・レベルで適用される。

企業は、CSMの解放をグループ・レベルで行うための能力を判定しなければならない。例えば、現行の大部分の保険数理システム及びデータベースは、契約の分類に永続的に対応する能力を有していない。

主要な仮定の変更が新規契約のキャッシュフローに及ぼす影響と、既存のグループのキャッシュフローに及ぼす影響が同様である可能性は低いため、新規契約を既存のグループに追加する際に企業は困難に直面する可能性がある。そのために、企業は、別個の契約のグループを多数抱えることになり、それぞれのグループを評価しモニタリングするのにさらに手間とコストが増える可能性がある。

企業は、基準書の適用プロセスにおいて、契約の分類のレベルについて早期に意思決定を行うことが重要となる。

# 保険金融収益または費用

IASBは、保険金融収益を当期純利益に表示するための原価測定の目的を削除することで合意した。

## 表示及び開示

### 論点

2015年9月、IASBは以下の事項について合意した。

- 金融変数の仮定の変更から生じる保険契約の測定の変動を当期純利益とOCIに分解する（すなわち、保険金融収益または費用<sup>4</sup>を原価測定ベースを用いて当期純利益に表示する）目的
- 保険金融収益または費用を原価測定ベースを用いて算定するための詳細な方法を規定しないこと
- 原価測定ベース（すなわち、保険金融収益または費用を契約の存続期間にわたって定期的に配分すること）の定義<sup>5</sup>

2016年6月、IASBは、これらの規定について明確化及び変更が必要か否かを以下の事項を含め審議した。

- 「原価測定ベース」という用語を使用する必要があるか否か
- 「規則的な配分」という用語の意味についてガイダンスを提供すべきか否か
- 開示規定の改訂が必要か否か

また、IASBは、リスク調整を金融要素と保険引受要素に分解すべきか否かも審議した。

### IASBスタッフの提案<sup>6</sup>

#### 「原価測定ベース」という用語の使用

IASBスタッフは、新たな保険契約に関する基準書に関し、以下のとおり提案した。

- 保険金融収益または費用を当期純利益とOCIに分解する目的が、保険金融収益または費用を原価測定ベースで当期純利益に表示する点にあることを明記しない。
- 保険金融収益または費用は、予想保険金融収益または費用の合計を契約の存続期間にわたって定期的に配分する方法で、当期純利益に表示しなければならないことを明記する。

IASBスタッフは、過去に規則的な配分を示すために提供した設例の一部では、実効金利に近似していない保証利回りが使用されていることを指摘した。

#### 「規則的な配分」という用語に関するガイダンス

IASBスタッフは、規則的な配分とは何か、金融変数の仮定が保険契約者に対する支払金額に実質的な影響を「及ぼす」保険契約の場合及び実質的な影響を「及ぼさない」保険契約の場合に規則的な配分をどのように算定すべきかを定めたガイダンスを提案した。

IASBスタッフは、当期純利益に認識する保険金融収益または費用は、見積キャッシュフローを帳簿価額に等しい現在価値に割引く単一の実効金利またはイールド・カーブを基礎として算定できることを指摘した。

4 この用語は、過去にIASBが用いていた「保険投資収益または費用」に代わる用語である。この用語は、「IASBスタッフ・ペーパー2C」（2016年6月）でスタッフが「時の経過によって生じる貨幣の時間価値の影響の変動及び金融変数の仮定の変更の影響」と定義している。

5 詳細な情報については、KPMGの刊行物「IFRS Newsletter: Insurance – Issue 48」を参照。

6 これらの提案は、経済的ミスマッチがあった場合にのみ保険金融収益または費用の変動の影響をOCIに表示することに対する提案である。



## 開示

IASBスタッフは、保険金融収益または費用の分析を求める開示規定は、すべての有配当契約に関連しているとは限らないため、削除することを提案した。この規定を残した場合、一部のケースに適用できても、すべてのケースには適用できない可能性がある。

IASBスタッフは、投資家が純損益及びその他の包括利益計算書上の正味の金融収益または費用の源泉を理解するのに十分な情報を、投資家に提供するための具体的な方針を含めることを予定している<sup>7</sup>。

## リスク調整の表示

IASBスタッフは、リスク調整の変動を金融要素と保険引受要素に分解する要求を行わないことを提案した。

なぜなら、IASBスタッフは、割引率の変動がリスク調整に及ぼす影響を識別するよう要求することは、リスク調整を測定するのに利用可能な方法が複数あることを考慮すると、実務上不可能であると考えたからである。

## IASBの議論

IASBメンバーからの質問に答えて、IASBスタッフは、リスク調整を分解する要求を行わないという提案は、基本的に会計方針の選択であることを明らかにした。このことは、保険契約に関する基準書の最終版の開示規定の一部として含められる予定である。

2名のIASBメンバーは、IASBスタッフの提案に含まれている規則的な配分の算定に関する例示は限定的とすること（すなわち、保険者は算定方法のうちの一つを選択しなければならないようにすること）を提案した。

## IASBの決定

### 「原価測定ベース」という用語の使用

新たな保険契約に関する基準書には、以下を明記する（明記しない）こととする。

- 保険金融収益または費用を当期純利益とOCIに分解する目的が、保険金融収益または費用を原価測定ベースで当期純利益に表示する点にあることを明記しない。
- 保険金融収益または費用は、予想保険金融収益または費用の合計を契約の存続期間にわたって規則的に配分する方法で、当期純利益に表示しなければならないことを明記する。

### 「規則的な配分」という用語に関するガイダンス

- 新たな保険契約に関する基準書では、規則的な配分について以下のようなガイダンスを提供する。
  - 契約のキャッシュフローに影響を及ぼさない要因を参照することなく、契約の特性を基礎として行う<sup>8</sup>。
  - 契約の終了時にOCI累計額がゼロとなるように行う。

<sup>7</sup> この方針には、企業が見込んでいる投資マージン及び保険契約負債と比べた場合に企業が保有する資産の内容及びデュレーションの重要な差異について検討すべきであるという期待が含まれることになる。

<sup>8</sup> 例えば、資産からの期待運用収益の認識によって履行キャッシュフローに影響を受けない場合には、予想金融収益または費用の配分上、その運用収益を考慮しない。

### 「規則的な配分」という用語に関するガイダンス（続き）

- 金融変数の仮定の変更が保険契約者に対する支払金額に実質的な影響を「及ぼさない」保険契約の場合、規則的な配分は、契約の当初認識時に適用される割引率を用いて算定する。
- 金融変数の仮定の変更が保険契約者に対する支払金額に実質的な影響を「及ぼす」保険契約の場合、規則的な配分は、以下のうちのいずれか1つの方法で算定することができる。
  - 定率法
  - 保証利回りを使用して保険契約者に支払うべき金額を算定する契約の場合、当期に保険契約者に付与する保証額及び将来の期間に付与する見込みの保証額に基づく配分

### 開示

新たな保険契約に関する基準書では、以下のとおりとする。

- 保険金融収益または費用合計の具体的な内訳を開示するよう要求する規定<sup>9</sup>を削除する。
- 以下の開示を行うことによって、報告期間における保険金融収益または費用の合計額を説明するよう企業に要求する。
  - 保険金融収益または費用と企業が保有する関連資産の投資リターンとの関係（純損益及びその他の包括利益計算書上に認識された正味の金融収益または費用の源泉を理解するのに十分な情報を投資家に提供するため）
  - 企業が純損益計算書上に表示している保険金融収益または費用の計算に使用している方法

### リスク調整の表示

企業は、リスク調整の変動を金融要素と保険引受要素とに分解する必要はない。企業がリスク調整をこれらの要素に分解しない場合には、その変動を保険引受実績の一部として表示する。

企業は、これらの2つの選択肢のうちのいずれを適用しているかを開示しなければならない。

<sup>9</sup> 2014年3月、IASBは、すべての保険契約ポートフォリオについて、企業は包括利益合計に含まれる利息費用について少なくとも次の項目に分解した分析を開示することを決定していた。その項目とは、現在の割引率を用いて算定された利息費用、当期中の割引率の変動による保険契約の測定額への影響、及び当期にCSMを調整する、将来キャッシュフローの見積りの変動の現在価値を、保険契約の当初認識時の割引率及び現在の割引率を用いて算定した場合の差である。

# その他の論点

IASBは、どのような履行キャッシュフローの変動がCSMの調整を伴うものかを定めたガイダンスを提供することで合意した。

## CSMの調整

### 論点

2013年の保険契約に関する公開草案（本ED）のガイダンスでは、基準書の首尾一貫した適用を可能にするために、一般的なモデルにおいて、将来のサービスに関連する履行キャッシュフローの変動に対してCSMをどのように調整すべきかを定めた一般的なアプローチは規定されていなかった。

### IASBスタッフの提案

IASBスタッフは、保険契約に関する基準書では、どのような履行キャッシュフローの変動が将来のサービスに関連しており（すなわち、CSMを調整する変動であり）、どのような変動が現在及び過去のサービスに関連している（すなわち、CSMを調整しない変動である）かを定めたガイダンスを提供することを提案した。

### IASBの議論

1名のIASBメンバーは、このIASBスタッフの提案によって、当期に発生した事象が純損益及びその他の包括利益計算書に表示されずに、CSMで過度に調整される可能性があることを懸念して、この提案を支持しなかった。

### IASBの決定

IASBは、基準書にガイダンスを追加して、CSMの調整が実績調整または金融変数の仮定の変更による将来キャッシュフローの現在価値の変動によって行われなことを明確にすることで合意した。

また、原則として企業は、実績調整を現在または過去のサービスに関連するものとみなし、将来キャッシュフローの見積りの変更を将来のサービスに関連するものとみなすことになる。ただし、これが当てはまらない状況には以下のものがある。

- 以下のような残存カバーに係る負債の変動
  - 将来のサービスに関連して当期に支払われた保険料から生じる実績調整。これらの調整は、将来のサービスに関連するものである。
  - 将来キャッシュフローの見積りの変更をもたらすような実績調整を生じさせる事象の影響。これらの合算した影響は、将来のサービスに関連するものとみなされる。例えば、投資要素の払戻しの遅延または早期化の正味の影響によって、CSMは調整されることになる。
- 発生保険金の見積りの変更。これは現在または過去のサービスに関連するものである

## KPMGの所見

スタッフ・ペーパーには、将来キャッシュフローの見積りの変更をもたらすような実績調整を生じさせる事象の例が記載されている。改訂された記載のうち、この部分については、将来のサービスに関連する変動と現在または過去のサービスに関連する変動とを区別する目的の例外とみなされる可能性がある。

その目的は、実績調整と将来の見積りの変更を合算してはならないことを示唆している。しかし、IASBスタッフは、その目的が示唆する方法では、ある利得または損失が当期に認識されている一方でそれに伴う利得または損失を将来においても認識することが必要になるような場合の単一事象を忠実に表現していないと主張した。

したがって、将来のサービスに影響を及ぼす正味の影響は、現在の影響と併せて考慮しなければならない。

IASBは、変動手数料アプローチを出再保険契約にも受再保険契約にも適用しないことで合意した。

## 再保険契約及び変動手数料アプローチの適用範囲

### 論点

2015年6月、IASBは、変動手数料アプローチの適用範囲に含まれる契約の範囲を明確にした<sup>10</sup>。一部の出再保険契約及び受再保険契約は、現行の草案に記載されている当該要件を満たす可能性がある。

変動手数料アプローチは、保険契約者が保険料を支払い、その支払った保険料を上回るほどの保険カバー及び投資リターンを受け取ることを見込んでいたような状況に対処するために開発されたものである。

対照的に、出再保険契約においては、以下のような状況がある。

- 出再者は保険料を支払っているものの、一般的にその支払った保険料を上回るほどの払戻しを受けることを見込んでいない。すなわち、受再保険者は出再者に引受に係るリターンを提供せず、自らが手数料としてその一定の持分を保持する。
- 再保険者が稼得する利益は投資管理サービスを提供することに対する手数料ではなく、再保険カバーを提供することにより稼得するものである。

### IASBスタッフの提案

IASBスタッフは、IASBは出再保険契約及び受再保険契約を変動手数料アプローチの適用範囲に含めることを意図していないと考えた。IASBスタッフは、変動手数料アプローチの適用要件を修正してこのような契約を除外することを提案した。

### IASBの決定

IASBは変動手数料アプローチを出再保険契約にも受再保険契約にも適用しないことを決定した。

### KPMGの所見

一部の市場関係者は、IASBに受再保険契約に係るCSMの取扱いを元受保険契約に係るCSMの取扱いと整合的にすることを提案した。しかし、IASBスタッフは、再保険契約は元受保険契約とは経済的実態が異なることを理由に、この提案に同意しなかった。

10 詳細な情報については、KPMGの刊行物「IFRS Newsletter: Insurance – Issue 46」を参照。



## 別表：IASBの再審議の要約

IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの変更の有無
<b>コメント募集した論点</b>		
<b>契約上のサービス・マージン(CSM)のアンロック</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 過去に損失を認識した後、見積りの有利な変動が生じた場合、当該有利な変動は、過去に認識した損失のうち、将来のカバー及びその他のサービスに関連する損失の振戻しとなる範囲で、当期純利益を通じて認識する。</li> </ul>	有
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 将来のカバー及びその他のサービスに関連するリスク調整の過去及び現在の見積りの差は、CSMがゼロを下回ることはないという前提で、CSMに加減される。結果として、過去及び現在の期間のカバー及びその他のサービスに関連するリスク調整の変動は、ただちに当期純利益に認識されることになる。</li> </ul>	有
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 実績調整または金融変数の仮定の変更によって生じる将来キャッシュフローの現在価値の変動を理由としてCSMを調整することはない。</li> </ul>	有
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 企業は、実績調整を現在または過去のサービスに関連するものとみなし、将来キャッシュフローの見積りの変更を将来のサービスに関連するものとみなすことになる。ただし、これが当てはまらない状況には以下のものがある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 以下のような残存カバーに係る負債の変動 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 将来のサービスに関連して当期に支払われた保険料から生じる実績調整。これらの調整は、将来のサービスに関連するものである。</li> <li>• 将来キャッシュフローの見積りの変更をもたらすような実績調整を生じさせる事象の影響。これらの合算した影響は、将来のサービスに関連するものとみなされる。例えば、投資要素の払戻しの遅延または早期化の正味の影響によって、CSMは調整されることになる。</li> </ul> </li> <li>- 発生保険金の見積りの変更。これは現在または過去のサービスに関連するものである。</li> </ul> </li> </ul>	有
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 企業は契約開始時に契約に基づく裁量権をどうみなすかを規定し、その規定を適用してCSMに認識すべき裁量権のあるキャッシュフローの見積りの変更の影響を測定しなければならない。このような見積りの変更の影響をCSMに認識するのは、その見積りが一般的な測定モデルに基づき将来のサービスに関連するものとみなされるためである。</li> </ul>	有
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 無配当契約について、以下に対して契約開始時点でロック・インされた割引率を使用する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- CSMに係る利息計上</li> <li>- CSMを調整するキャッシュフローの現在価値の変動額の計算</li> </ul> </li> </ul>	無
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 企業は、以下を開示することとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- CSMの変動として会計処理している履行キャッシュフローの変動（変動手数料アプローチを適用している場合は除く）</li> <li>- 以下のいずれかにより、企業がCSMの残額を当期純利益で認識することを見込む時期に関する説明 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 適切な期間区分を使用した定量ベースの説明</li> <li>• 定性的情報による説明</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	有

IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの変更の有無
<b>コメント募集した論点（続き）</b>		
<b>割引率の変動及び他の市場変動による影響をOCIで表示</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 企業は、会計方針として、次のいずれかを選択できる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 割引率及びその他の市場の変動を、当期純利益とOCIとに分解する。</li> <li>- 保険金融収益または費用を、現在測定ベースを用いて当期純利益に表示する。</li> </ul> </li> </ul>	有
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 企業は、市場変数の変動によってもたらされたキャッシュフローの金額の見積りの変動を、包括利益計算書において割引率の変動と整合的に、同じ場所に表示する。</li> </ul>	有
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 金融変数の仮定の変更によって生じた保険契約の測定の変動を当期純利益とOCIとに分解する目的は、予想保険金融収益または費用合計の契約の存続期間にわたる規則的な配分を当期純利益に表示することである。</li> </ul>	有
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 規則的な配分は、契約のキャッシュフローに影響を及ぼさない要因を参照することなく、契約の特性を基礎として行い<sup>11</sup>、契約の終了時にOCI累計額がゼロとなるように行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- また、金融変数の仮定の変更が保険契約者に対する支払金額に実質的な影響を「及ぼさない」保険契約の場合、規則的な配分は、契約の当初認識時に適用される割引率を用いて算定する。</li> <li>- 金融変数の仮定の変更が保険契約者に対する支払金額に実質的な影響を「及ぼす」保険契約の場合、規則的な配分は、以下のうちのいずれか1つの方法で算定することができる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 定率法</li> <li>• 保証利回りを使用して保険契約者に支払うべき金額を算定する契約の場合、当期に保険契約者に付与する保証額及び将来の期間に付与する見込みの保証額に基づく配分</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	有
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 適用ガイダンスを追加し、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従い、企業は、契約が含まれるポートフォリオ、保有する資産及び当該資産の会計処理方法を考慮して、類似する契約について一貫した会計方針を選択適用することを明確化する。</li> </ul>	有
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 割引率の変動及び他の市場変数の変動による影響の表示に関連する会計方針の変更に対しても、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の要求事項が修正されずに適用される。</li> </ul>	有
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 企業が割引率の変動及び他の市場変数の変動による影響をOCIに表示することを選択した場合、以下を認識する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 当期純利益には、契約が当初認識された時点で適用された割引率を使用して算定された利息費用を認識する。</li> <li>- OCIには、報告日時点で適用される割引率を使用して測定された保険契約負債の金額と、保険契約が当初認識された時点で適用された割引率を使用して算定された保険契約負債の金額との差を認識する。</li> </ul> </li> </ul>	有

11 例えば、資産からの期待運用収益の認識によって履行キャッシュフローに影響を受けない場合には、予想金融収益または費用の配分上、その運用収益を考慮してはならない。

IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの変更の有無
<b>コメント募集した論点（続き）</b>		
<b>割引率の変動及び他の市場変動による影響をOCIで表示（続き）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 企業が割引率及びその他の市場変数の変動の影響をOCIで表示することを選択している場合、以下を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 保険金融収益または費用を算定するのに用いた方法に関する説明を開示する。</li> <li>- 企業が、移行時に簡素化されたアプローチを使用してOCI累計額をゼロと測定している場合には、以下を行うこととする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 新たな保険契約に関する基準書の適用範囲である契約に関連するものとして金融資産を指定する。</li> <li>• その金融資産について、移行日及びその後の各報告期間において、OCI累計額の期首残高から期末残高までの調整表を開示する。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	有
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 企業は、以下の開示を行うことによって、報告期間における保険金融収益または費用の合計額を説明しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 保険金融収益または費用と企業が保有する関連資産の投資リターンとの関係（当期純利益及びOCIに認識された正味の金融収益または費用の源泉を理解するのに十分な情報を投資家に提供するため）</li> <li>- 企業が当期純利益に表示している保険金融収益または費用を計算するのに使用している方法</li> </ul> </li> </ul>	有
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 企業は、リスク調整の変動を金融要素と保険引受要素とに分解する必要はない。企業がリスク調整をこれらの要素に分解しない場合には、その変動を保険引受実績の一部として表示する。企業は、これらの2つの選択肢のうちのいずれを適用しているかを開示しなければならない。</li> </ul>	有
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ PAAで会計処理される無配当契約については、企業が割引率の変動による影響をOCIで表示する場合、発生保険金に関する負債の利息費用を決定するために用いられる割引率は、保険金が発生した日におけるロック・インされた割引率である。これはPAAにおいて不利な契約に係る負債が計上される場合にも適用され、この場合、ロック・インされた割引率は不利な契約に係る負債が認識された日の割引率となる。</li> </ul>	有

IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの変更の有無
<b>コメント募集した論点（続き）</b>		
<b>保険契約収益</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保険料の情報が一般に理解されている収益の概念と一致しない場合には、企業は当該保険料の情報を包括利益計算書に表示してはならない。</li> </ul>	無
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 企業は公開草案第56項から第59項、B88項からB91項に記載のとおり、保険契約収益を包括利益計算書に表示する。</li> </ul>	無
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 企業は以下の情報を開示する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 保険契約資産または負債の構成要素に関する期首残高と期末残高の調整表</li> <li>- 当期に認識された保険契約収益を算定する際に用いられたインプット</li> <li>- 当期に新たに認識された保険契約が財政状態計算書の金額に与える影響</li> </ul> </li> </ul>	無
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ PAAで会計処理される契約においては、保険契約収益は時の経過に基づき認識される。ただし、予想されたリスクの解放パターンが時の経過に基づくものと著しく異なる場合には、保険契約収益は保険金及び給付金の発生が予想される時期に基づいて認識される。</li> </ul>	有
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 当期純利益に認識した収益から当期に受け取った保険料への調整を行うよう要求する公開草案の第79項の開示は、削除する。</li> </ul>	有
<b>有配当契約</b>		
<b>変動手数料アプローチ</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 直接連動の有配当契約（すなわち、以下の要件を満たす契約）について、CSMは、企業が契約から稼得すると見込む変動手数料の見積りの変動に対してアンロックする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 契約上、保険契約者は基礎となる項目の明確に特定されたプールにおける確定された割合に関与することが明記されている。</li> <li>- 企業は、基礎となる項目からのリターンの重要な割合と同額を保険契約者に対して支払うと見込んでいる。</li> <li>- 企業が保険契約者に支払うと見込んでいるキャッシュフローの重要な部分は、基礎となる項目からのキャッシュフローに連動することが見込まれている。</li> </ul> </li> </ul>	有
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 企業は、直接連動の有配当契約の基礎となる項目である投資不動産、関連会社に対する投資、自社保有の有形固定資産、自己社債及び自己株式をFVTPLで測定することが認められる。</li> </ul>	有
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 企業は、変動手数料アプローチを出再保険契約にも受再保険契約にも適用しない。</li> </ul>	有
<b>CSMの当期純利益への認識</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 時の経過に基づき、CSMを当期純利益に認識する。</li> </ul>	有

IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの変更の有無
<b>有配当契約（続き）</b>		
<b>直接連動の有配当契約についてヘッジ活動から生じる会計上のミスマッチの会計処理</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 企業が保険契約の評価に変動手数料アプローチを使用し、保険契約に組み込まれた保証から生じる金融市場リスクを軽減するためにFVTPLで測定されるデリバティブを使用する場合、保険契約に組み込まれる保証について履行キャッシュフローを使用して測定される価値変動を当期純利益に認識することができる。ただし、以下のすべての要件を満たす場合に限る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 当該リスク軽減が企業のリスク管理戦略と整合している。</li> <li>- 保証とデリバティブの間に経済的相殺がある。すなわち、組み込まれた保証とデリバティブの価値またはキャッシュフローは、軽減されるリスクの変動に対して同様に反応するため一般的に反対方向に動く。企業は、経済的相殺を評価する上で会計上の測定の違いを考慮しない。</li> <li>- 信用リスクが経済的相殺に影響を与えないこと。</li> </ul> </li> </ul>	無
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 企業は以下を行わなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 保証の価値の変動を当期純利益に認識し始める前に、保険契約に組み込まれた金融市場リスクを軽減するためにデリバティブを使用するための、リスク管理目的とリスク管理戦略を文書化する。</li> <li>- 経済的相殺がもはや存在しなくなった日から将来に向かって、保証の価値の変動を当期純利益に認識することを中止する。</li> </ul> </li> </ul>	無
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 企業は、当期純利益に認識している保証の価値の変動を開示する。</li> </ul>	有
<b>市場変動から生じる変動の分解 － 経済的ミスマッチのない直接有配当契約</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保険契約とその基礎となる項目との間に経済的ミスマッチがない契約については、変動を分解する目的は、以下の項目間で生じる当期純利益における会計上のミスマッチを解消するように保険金融収益または費用を表示することであるように修正される。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 保険金融収益または費用</li> <li>- 当期純利益において規則的な配分で測定される保有項目、すなわち、当期簿価利回りアプローチ（CPBY）</li> </ul> </li> </ul>	有
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ したがって、市場変数の変動から生じる契約の変動（すなわち、基礎となる項目の公正価値の変動）と保険金融収益または費用との差額はOCIで認識される。</li> </ul>	有
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 下記の場合、経済的ミスマッチは存在しない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 契約が直接連動の有配当契約である場合。すなわち、企業は保有契約者に基礎となる項目の公正価値を支払う義務があるため、変動手数料アプローチを適用する場合</li> <li>- 企業は、選択もしくは強制的に、基礎となる項目を保有する場合</li> </ul> </li> </ul>	有
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 企業が当期簿価利回りアプローチへの、または当期簿価利回りアプローチからの変更を要求される場合、以下を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- OCI累計額の期首残高を修正再表示しない。</li> <li>- 以下のとおり、変更した期及び将来期間において、変更日におけるOCI累計額の残高を当期純利益に認識する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 企業が従来、実効金利法を適用していた場合、変更前と同じ仮定を用いて決定した実効金利を使用してOCI累計額の残高を当期純利益に認識する。</li> <li>• 企業が従来、当期簿価利回りアプローチを適用していた場合、変更前と同じ仮定を用いて、OCI累計額の残高を当期純利益に引き続き認識する。</li> </ul> </li> <li>- 前期の比較情報を修正再表示しない。</li> </ul> </li> </ul>	有



IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの変更の有無
<b>有配当契約（続き）</b>		
市場変動から生じる変動の分解—経済的ミスマッチのない直接有配当契約（続き）	<ul style="list-style-type: none"> <li>- アプローチの変更が生じた期に、以下を開示する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 変更の理由及び財務諸表の各項目に与える変更の影響</li> <li>• 当期簿価利回りアプローチを適用しなくなった契約（以前は適用していた）の価値及び当期簿価利回りアプローチを適用することとなった契約（以前は適用していなかった）の価値</li> </ul> </li> </ul>	有
有配当契約に対する会計方針の選択	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 基礎となる項目と経済的なミスマッチがない直接連動の有配当契約を含む有配当契約について、企業は、包括利益計算書における市場変数の変動から生じる変動の分解に関して、上述のとおり会計方針の選択を行う。</li> </ul>	有
ミラーリング・アプローチ	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 公開草案で提案した有配当契約の測定のためのミラーリング・アプローチは、新たな保険契約に関する基準書では許容も要求もしない。</li> </ul>	有
<b>移行</b>		
移行	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 企業は、遡及適用が実務上不可能である場合を除き、新しい保険契約に関する基準書をIAS第8号に準拠して遡及的に適用する。</li> </ul>	無
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ただし、変動手数料アプローチを適用する保険契約に組み込まれている保証の変動を当期純利益に認識するオプションを、企業は将来に向かって適用する。</li> </ul>	有
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 簡素化された遡及アプローチの適用に関して、表示される最も早い期間の期首におけるリスク調整として当初認識時のリスク調整を見積ることに代えて、企業は表示される最も早い期間の期首におけるリスク調整にその時点までに予想されるリスク解放を調整してリスク調整を見積る。予想されたリスクの解放は、表示される最も早い期間に発行された類似の保険契約のリスク解放を参照して決定する。</li> </ul>	有
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 完全な遡及適用が実務上不可能であるような環境では、市場変数の変動によりキャッシュフローの金額が変動する契約の保険金融収益または費用（及びOCI累計額）を決定するアプローチは以下のように単純化される（「簡素化されたアプローチ」）。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 保険金融収益または費用を規則的な配分で当期純利益に表示することを目的とする契約については、企業は、最も古い市場変数の仮定を、最初に新しい保険契約に関する基準書を適用する際に生じる市場変数の仮定であるとみなす。したがって、新しい保険契約に関する基準書を最初に適用する時において、OCI累計額の残高はゼロとなる。</li> <li>- 当期簿価利回りアプローチを適用する契約については、保険金融収益または費用は、企業が保有する項目について当期純利益に表示される利得（または損失）と同額かつ反対の符号となる。</li> </ul> </li> </ul>	有
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 簡素化された遡及アプローチの適用が実務上不可能な場合、公正価値アプローチを適用し、以下の事項を決定する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 表示される最も早い期間の期首における保険契約の公正価値と履行キャッシュフローとの間の差異としてのCSM</li> <li>- 公開草案で提案された簡素化された遡及アプローチを適用し当初認識時の割引率を見積ることによって計算される当期純利益に認識する利息費用の損益と関連するOCI累積額</li> </ul> </li> </ul>	有

IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの変更の有無
<b>移行（続き）</b>		
<b>移行（続き）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 簡素化された遡及アプローチや公正価値アプローチに従って測定された契約が存在する各表示期間においては、企業は以下を開示する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 移行時及びその後の期間における算定した財務諸表上の金額</li> <li>- 以下のアプローチを利用して測定された契約別に、公開草案のC8項で提案された情報 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 簡素化された遡及アプローチ</li> <li>- 公正価値アプローチ</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	有
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 変動手数料アプローチを用いて会計処理する契約について、移行時に簡素化されたアプローチを適用する場合には、新たな保険契約に関する基準書の当初適用日現在のCSMを以下のように測定しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 基礎となる項目のリターンの公正価値全額から、以下を控除 <ul style="list-style-type: none"> <li>- （発生済コストを反映する調整を行った後の）残存する契約提供に要するコスト純額の現在の見積額</li> <li>- 過去の期間に提供したサービスに対する手数料の累計額（契約の全カバー期間に対する残存カバー期間の比較により算定する）</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	有
<b>移行規定－金融資産の分類及び測定</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 上書きアプローチに基づき保険事業に関連する金融資産を識別するアプローチに合わせて、新たな保険契約に関する基準書への移行時における金融資産の管理に関する事業モデルの再評価を、企業が保険事業に関連するものとして指定した金融資産に対して適用することを企業に認める。</li> </ul>	有
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 新たな保険契約に関する基準書への移行時における金融資産の管理に関する事業モデルの再評価、FVOに基づく金融資産の指定及び指定の取消、並びに資本性金融商品への投資のOCIでの表示の選択は、その基準書の当初適用時（すなわち、表示される最も早い期間の期首）に存在する事実及び状況に基づき行う。</li> </ul>	有
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 追加の移行規定を適用したことによる分類は遡及適用することとし、追加の移行規定を適用した結果、金融資産の分類及び測定に変更が生じたことによる累積的影響額は、利益剰余金またはOCI累計額の期首残高で認識する。</li> </ul>	有
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 企業は、移行規定を適用する金融資産の指定に関する方針を開示する。</li> </ul>	有
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 新たな保険契約に関する基準書の移行規定を適用した結果、金融資産の分類及び測定に変更があった場合には、企業は、金融資産の種類別に以下を開示しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 当初適用を行う直前の測定区分及び帳簿価額</li> <li>- 移行規定を適用したことによる新たな測定区分及び算定された帳簿価額</li> <li>- 過去にFVOの指定をしたが今後はFVOの指定をしない金融資産の財政状態計算書上の金額（企業が指定の取消をしなければならないものと指定の取消を選択したものとを区別する）</li> <li>- 当初適用の結果分類が変更した金融資産に対して企業がどのように移行規定を適用したかを財務諸表利用者が理解することのできる以下のような定性的情報 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 金融資産のFVOの指定または指定の取消をした理由</li> <li>• 企業が事業モデルの再評価に際して異なる結論を下した理由の説明</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	有

IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの変更の有無
<b>移行（続き）</b>		
<b>移行規定－比較情報の修正再表示</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 新たな保険契約に関する基準書の当初適用時に、企業は以下を行うこととする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 企業は、保険契約に関する比較情報を修正再表示しなければならない。</li> <li>- 企業が過去にIFRS第9号を適用していた場合には、新たな保険契約に関する基準書の適用時に金融資産に関する比較情報を修正再表示することが認められる（ただし、要求はされない）。なお、それが認められるのは、事後的判断を用いずに修正再表示が可能な場合のみであり、かつ企業が金融資産の分類及び測定に関する移行規定を適用することを選択している場合である。</li> </ul> </li> </ul>	<p>無</p> <p>有</p>
<b>その他の論点</b>		
<b>CSMの当期純利益への認識</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ CSMは、保険契約に基づくサービスの移転を最もよく反映する規則的な方法で保険カバー期間にわたって当期純利益へ認識する。</li> <li>■ CSMが表すサービスとは、以下の保険カバーである。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 時の経過に基づき提供される。</li> <li>- 保有契約数の推移予想を反映する。</li> </ul> </li> </ul>	<p>無</p> <p>有</p>
<b>固定料金のサービス契約</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 企業は公開草案第7項（e）の要件を満たした固定料金のサービス契約に対して、収益認識に関する会計基準を適用することができる（強制ではない）。</li> </ul>	<p>有</p>
<b>重要な保険リスク</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 発行者が現在価値ベースで損失を被る可能性がある場合にのみ重要な保険リスクが生じることを明確化するため、公開草案のガイダンスが修正される。</li> </ul>	<p>有</p>
<b>ポートフォリオの移転及び企業結合</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ポートフォリオの移転または企業結合により取得した契約は、ポートフォリオの移転または企業結合の日に発行されたものとして会計処理することを明確化するため、公開草案の第43-45項が修正される。</li> </ul>	<p>有</p>
<b>観察可能なデータがない場合の割引率の決定</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保険契約のキャッシュフローを貨幣の時間価値について調整する割引率は、保険契約のキャッシュフローと同じ特徴を有する商品の観察可能な現在の市場価格と整合する。</li> <li>■ 割引率の決定にあたり、企業は以下の判断を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 観察可能な取引と測定対象の保険契約の差について調整するために、観察可能なインプットに適切な調整を確実に行う。</li> <li>- その状況において利用可能な最善の情報を用いて観察不能なインプットを設定する。利用可能な最善の情報以外の情報についても、市場参加者がそれらのインプットを評価する方法を反映するという目的と整合するようにする。したがって、観察不能なインプットは利用可能な関連する市場データと矛盾するものであってはならない。</li> </ul> </li> </ul>	<p>無</p> <p>有</p>
<b>再保険契約から生じる利得の非対称な取扱い</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 当初認識後において、元受契約の将来キャッシュフローの見積りの変動が即時に当期純利益に認識される場合、当該変動により生じる再保険契約の将来キャッシュフローの見積りの変動は当期純利益に認識しなければならない。</li> </ul>	<p>有</p>

IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの変更の有無
<b>その他の論点（続き）</b>		
<b>集約のレベル</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保険契約に関する基準書の目的は、個々の保険契約の測定の原則を提供することであるが、その目的を達成できるのであれば、企業は保険契約を集約することができることを明確化する。</li> </ul>	無
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ CSMの調整及び配分の目的は、報告日現在のCSMが契約のグループについて提供される将来のサービスに対する利益を表すことである。</li> </ul>	有
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 企業は、以下の特性を有する保険契約毎に分類することによって、当初認識時にCSMを測定することになる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 金額及び時期に関する主要な仮定の変化に対して同様に反応すると企業が見込む予想キャッシュフローを有している。</li> <li>- 類似の予想される収益性（すなわち、予想収益合計に対するCSMの割合）を有している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 実務上の便法として、予想保険料に対する収益率の評価（すなわち、予想保険料に対するCSMの割合）を利用することもできる。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	有
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 契約のグループのCSMを当期純利益に配分する際には、企業は、報告期間の末日現在そのグループ内に残存する契約の予想デュレーション及び規模を反映する。</li> </ul>	有
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保険契約ポートフォリオの定義を修正し、「類似のリスクに対する補償を提供し、単一のプールで一緒に管理される契約」とする。</li> </ul>	有
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 当初認識時におけるCSMまたは損失を測定する際、企業は不利な契約を利益の出る契約と組み合わせることはないことを説明するガイダンスを追加する。当初認識時において、契約が不利であるか否かを決定するために、企業は事実及び状況を検討する。</li> </ul>	有
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 不利な契約に係る損失は契約のグループにおけるCSMが負の値である場合にのみ認識し、契約のグループは契約開始時に以下に該当する契約から構成されなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 金額及び時期に関する主要な仮定に対して同様に反応すると企業が見込む予想キャッシュフローを有している。</li> <li>- 類似の収益性を有している（すなわち、予想収益合計に対するCSMの割合が類似している）と見込まれる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 実務上の便法として、予想保険料に対する収益率の評価（すなわち、予想保険料に対するCSMの割合）を利用することもできる。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	有
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 当初認識後におけるCSMを測定する際、企業が契約を集約し、それが保険契約に関する基準書の目的に適合する方法についての例を提供する。</li> </ul>	有
<b>項目の表示</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 企業は、変動手数料アプローチを用いて測定した契約に関する項目を独立の科目で表示する必要はない。</li> </ul>	無
<b>IFRS 第15号の開示規定との比較可能性</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 企業は、適用している実務上の便法を開示しなければならない。</li> </ul>	有

IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの変更の有無
<b>IFRS第9号と新たな保険契約に関する基準書との適用日の相違</b>		
<p><b>ED/2015/11</b>  <b>「IFRS第9号『金融商品』とIFRS第4号『保険契約』の適用」</b></p>	<p>2015年12月、IASBは、IFRS第9号と新たな保険契約に関する基準書の適用日が相違することから生じる懸念に対処するために、IFRS第4号の改訂案を公表した。2016年5月、IASBは改訂案についての再審議を完了させ、最終改訂版を2016年9月に公表することを見込んでいる。</p> <p>この改訂案の概要については、KPMGの「<a href="#">SlideShare presentation</a>」を閲覧することによって視覚的に把握することができる。オンラインで「<a href="#">SlideShare presentation</a>」を閲覧できない場合には、<a href="#">PDF版</a>をダウンロードすることもできる。</p> <p>KPMGの刊行物「<a href="#">New on the Horizon: Amendments to IFRS 4 Insurance Contracts</a>」を閲覧すれば、この改訂案が事業に及ぼす潜在的な影響とIASBに対応する方法を評価する上で役立つ。</p> <p>改訂案の変更については、KPMGの刊行物「<a href="#">IFRS Newsletter: Insurance – Issue 54</a>」を閲覧のこと。</p>	N/A



# マイルストーンと今後のスケジュール

2007年5月、IASBはディスカッション・ペーパー「保険契約に関する予備的見解」を公表した。また、2013年6月に公開草案「保険契約」(ED/2013/7。以下、「公開草案」という)を発行し、保険契約の改訂案を再公開してコメントを求めた。

2014年1月から、IASBは公開草案を通して挙げられた問題点について再審議を行っている。

## その他の基準書との関係

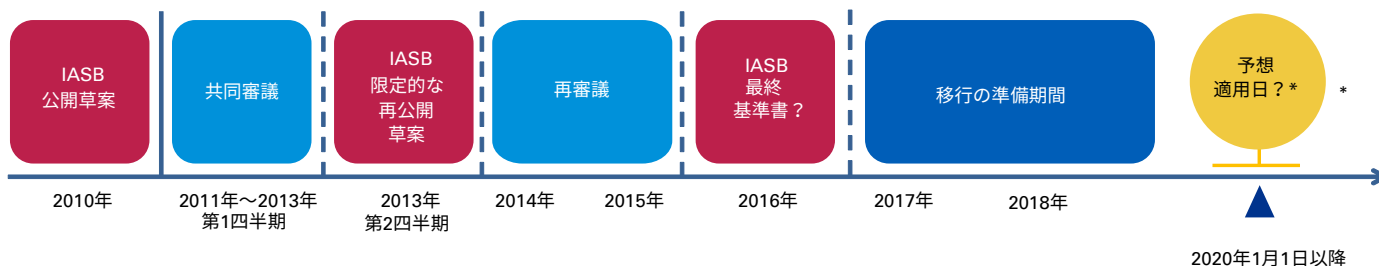
IASBはその再審議過程において、保険契約の会計が他の既存または将来の基準と整合しているかについても検討しており、その中には新しい収益認識に係る基準書(IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」<sup>12)</sup>)が含まれている。

IASBは、IFRS第9号<sup>13)</sup>が保険者の投資の大部分をカバーすることから、IFRS第9号と新たな保険契約に関する基準書がどのように関係するかも検討した。2015年12月、IFRS第9号と新たな保険契約に関する基準書との適用日の相違がもたらす結果の一部に対処するため、IASBは公開草案「IFRS第9号『金融商品』とIFRS第4号『保険契約』の適用」(ED/2015/11)を公表した。最終改訂版は、2016年9月に公表される見通しである。

この公開草案に関する詳しい情報及び分析は、(KPMGの刊行物「New on the Horizon」及び「SlideShare presentation」並びにIASBの改訂案についての再審議を含む) [Insurance topic page](#) を参照のこと。

<sup>12)</sup> IFRS最終基準書の詳細 IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」及び「IFRS最新提案の解説：公開草案「IFRS第15号の明確化」」を参照。

<sup>13)</sup> IFRS最終基準書の初見分析 IFRS第9号「金融商品」を参照。



\* 保険契約に関する最終基準書の強制適用日は、同基準書が発行されてから概ね3年経過後となる見込みである。IASBスタッフは、基準書の2016年末頃の発行を見込んでいる。IASBは、2016年第3四半期に強制適用日について検討する見通しである。

KPMGの出版物はプロジェクトの異なる側面を検討しています。

KPMGの出版物	
1	<a href="#">New on the Horizon: Insurance amendments (December 2015)</a>
2	<a href="#">SlideShare presentation: Insurance amendments (December 2015)</a>
3	<a href="#">IFRS Newsletter: Insurance (issued after IASB deliberations)</a>
4	<a href="#">New on the Horizon: Insurance contracts (July 2013)</a>
5	<a href="#">Challenges posed to insurers by IFRS 9's classification and measurement requirements</a>
6	<a href="#">Evolving Insurance Risk and Regulation: Preparing for the future (June 2016)</a>
7	<a href="#">Accounting for insurance contracts is changing (May 2016)</a>

保険契約プロジェクトに関する詳細な情報（IASBの保険の提案に関するKPMGの出版物を含む）は、[KPMGのウェブサイト](#)をご参照ください。また、本ニュースレターではFASBの保険契約プロジェクトの動向について取り上げていませんが、ウェブサイトでは2014年2月以降のFASBの保険契約に関する情報も掲載されています。2014年2月以降のFASBの保険契約プロジェクトに関する詳細な情報は、[Issues&Trends in Insurance](#)をご参照ください。

[IASBのウェブサイト](#)及びFASBのウェブサイトには、ボード会議の概要、会議配布資料、プロジェクトの要旨、ステータス・アップデートが掲載されています。

---

## 編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

IFRSアドバイザー室

ファイナンシャルサービス本部

azsa-ifrs@jp.kpmg.com

このニュースレターは、KPMG KFRG Limitedが2016年6月に発行した「IFRS-Insurance Newsletter」を翻訳したものです。翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、当該英語原文が優先するものとします。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2016 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

[www.kpmg.com/jp/ifrs/](http://www.kpmg.com/jp/ifrs/)

IFRS保険ニュースレター（IFRS－Insurance Newsletter）は、KPMGが提供する、保険契約プロジェクトに関する最新情報です。

このニュースレターにおいて解説された内容に関し、追加的な情報をお求めの方は、エンゲージメント・チームの担当者までご連絡ください。